

第6章 保存管理

(1) 保存管理の現状と課題

ア I地区(史跡指定地)

(ア) 現状

- I地区は平成24(2012)年度までに公有化が完了しており、現在は函館市が所有・管理している。
- 地下遺構については、発掘調査終了後に埋め戻しており、かつ整備事業においても十分な保護層を設けたうえで施工しているため、確実に保存されている。
- 発掘調査で出土した遺物は、平成23(2011)年10月の縄文文化交流センターの開館に伴い、主たる遺物を展示している。それ以外の遺物および図面や写真等の記録類は、近隣の埋蔵文化財保管庫に保管している。
- 史跡の管理は、指定管理者である一般財団法人道南歴史文化振興財団が実施している。
- 除草については、地形復元をしている盛り土遺構においては全面を年4回、主動線を月1回実施するなど、エリア分けをしたうえで計画的に実施している。
- 通年で公開しており、冬期は、展望デッキや主園路を中心に除雪作業を行っている。
- I地区の約8割の範囲は世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の資産範囲(面積約7.6ha)となっており、周辺の緩衝地帯(面積約53.5ha)を含めて、経過観察や遺産影響評価(HIA)など、世界遺産の構成資産として必要な保存管理を行っている。

(イ) 課題

- I地区の北西側は市道に接し、また南東側は垣の島川に向かう斜面地となっており、公開時間外においても完全閉鎖は難しいことから、史跡内への立ち入りを制限することができず、安全管理上の課題となっている。
- 崖地への侵入防止のため盛り土遺構の垣の島川側沿いに植栽したハマナスの生育が悪く、機能を果たしていない。
- 一部の園路が砂利敷きとなっているため、大雨や雪融け時には流路となり洗掘される場合があるほか、除雪時に石を弾き飛ばしてしまうことがある。
- シカやキツネ、ウサギなどの野生動物が、噛み跡や角により樹皮を損傷させたり、地表面に穴を掘るなど、樹木や地形に対する獣害がたびたび確認されている。
- 鳥獣によるクリやクルミなどの枝葉の損傷および来訪者による採取が確認されている。
- 史跡に隣接する市有地および史跡内の針葉樹(カラマツ等)や外来樹種(ニセアカシア等)は、良好な景観形成や眺望確保を図るため、計画的に伐採する必要がある。
- 東側は海や川に近く、段丘斜面の地形や樹木により縄文時代を想起させる良好な景観が維持されているものの、北西側は高低差やスペースがないことから、遮蔽や修景が十分ではない。



写真6-1 垣の島川沿いのハマナス



写真6-2 砂利敷き園路

イ II地区（史跡指定地外）

(ア) 現状

- 本史跡を見学する際の導入部にあたる入口ゲート，案内窓口，展望デッキは史跡指定地外に設置されている。案内窓口ではガイドおよび発掘体験の受付や，タブレット端末の貸出，場内放送などを行っている。
- II地区の南東から南西側は主に自然の樹林地や植林による二次林となっており，東側には垣の島川が流れる。西側には家屋や家庭菜園のほかコンブ干場や乾燥場などの漁業関連施設が点在し，また太陽光発電施設も設置されている。北側の台地上には墓地が存在し，さらに北側の段丘下の低地では海岸線に沿って国道278号が通り，集落が形成されている。なお，周辺には農地のように大きく改変された土地はない。
- 北西の市道側の一部には，旧南茅部町が設置した，かつて民地であった段丘上へ繋がる階段や柵があるが，史跡指定後の公有化に伴い利用されなくなり，現在は管理されていない。
- 令和3（2021）年度より，北西側において白尻漁港臨港道路の建設工事が行われている。
- 縄文文化交流センターおよび道の駅「縄文ロマン南かやべ」があり，駐車場は本史跡と共用となっている。なお，繁忙期は，II地区に隣接する市有地を臨時駐車場として供用している。

(イ) 課題

- 路線バスでの来訪者は職員が常駐していない管理棟側から史跡に入場するため，来訪者動向などの現状を即座に把握できない場合がある。
- 展望デッキの排水が不十分であり，降雨後や融雪後は水溜まりが発生するため，職員が都度水を掻き出している。
- ゴールデンウィークや夏休みなどの繁忙期に駐車スペースが不足する場合は，II地区に隣接する臨時駐車場を開放し，警備員を配置しているが，混雑具合や駐車台数などの情報を職員が即時に共有できていない。
- 史跡内から，北側の墓地に隣接する携帯電話通信施設や，太陽光発電施設，建設中の白尻漁港臨港道路の一部が視認でき，景観上好ましくない。
- クマの出没など突発的に発生する獣害事案に対し，速やかに対応できるようフローチャートを作成し常に確認するなど，日常的に備えておく必要がある。なお，史跡大船遺跡では一部に電気柵を常設しているが，本史跡は立地上，設置箇所に制約があり効果が限定的であるため，電気柵は設置していない。



図6-1 バス停と管理棟の位置関係 (S=1/8,000)



写真6-3 史跡から見える携帯電話通信施設

(2) 保存管理の基本方針

史跡の本質的価値を損なうことなく、将来にわたり史跡の保存管理を図るための基本的方針を次のとおり定める。

- 史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値を踏まえ、構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法や景観法等の関係法令に基づき、各要素の適切な保存管理を図る。
- 地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については、最小限にとどめるなど配慮する。
- 体験広場や園路等の公開・活用施設および管理棟等の管理・便益施設について、見学者の安全に留意して保全や日常の維持管理を行う。
- I地区およびII地区において、行政機関における既存の法令による保護はもとより、土地所有者や土地利用者、関係団体等へ理解と協力を求めながら、適切な埋蔵文化財の保護および縄文時代の佇まいを感じさせる良好な景観形成に努める。

(3) 保存管理の方法

- 日常的な巡回・監視により、保存状態の現状確認を行う。
- 通常管理運営業務を確実に継続して実施することで、常に史跡の保存管理を図る（具体的な実施内容については、表6-1参照）。
- 修繕等の対応が必要な場合には、本章(4)現状変更等の取扱基準に則り、速やかに対応する。

表6-1 管理運営業務の実施内容

大項目	中項目	実施内容
遺跡管理業務	遺跡清掃	・見学動線、解説板等の工作物の清掃
	監視・保安	・敷地内の巡回、目視点検 ・害虫・害獣対応 ・施錠および開錠(入口ゲート、案内窓口、体験棟、管理棟)
	除草・除雪等環境整備	・除草、樹木剪定 ・除雪(主園路、入口ゲート、展望デッキ、エントランス広場、体験棟、管理棟周辺等)
	冬季保全	・冬囲い設置、撤去(体験広場)
建物管理業務	建物管理	・清掃(休憩スペース、トイレ含む) ・害虫(防虫)対応 ・消耗品補充(トイレトーパー等)
	設備維持管理	・目視点検(照明器具等設備) ・消耗品交換(電球等)
	冬季保全	・凍結防止措置(水抜、不凍液投入等)
運営業務	案内	・情報提供(施設、遺跡、地域等)
	解説	・遺跡解説(定時：4～10月 毎日1日3回) (随時：可能な限り対応)
	体験	・デジタルコンテンツ体験用タブレット端末の貸出 ・発掘体験(定時：4～10月 毎日1日2回)
	来訪者対応	・誘導、安全確保 ・必要物品の設置(看板、カラーコーン等)
	掲示物管理	・ポスターやサインの掲示、撤去
その他の業務	温湿度、来訪者等の記録	・測定、記録
	災害後の被害状況確認	・巡回、目視点検、記録、報告
	日報の作成	・業務内容の記録、報告
	その他	・取材やイベント等への対応

ア 法規制

史跡垣ノ島遺跡の計画対象範囲であるⅠ地区およびⅡ地区においては、以下のとおり法規制が定められている。

(ア) 文化財保護法

Ⅰ地区において史跡の現状を変更する場合は、事前に申請することが定められており、申請に対する審査・許可決定は文化庁または市教委が行う（現状変更等の取扱基準は本章(4)参照）。

また、Ⅱ地区において開発行為等を実施する場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地および隣接地にあたることから、道教委では埋蔵文化財保護のための事前協議書を提出するよう指導しており（参考：道教委ホームページ「埋蔵文化財保護のための事前協議のページ」<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/jizenkyougi.html>），開発行為に先立ち市教委との協議を行うことで、史跡周辺の埋蔵文化財の厳格な保護を図っている。

・法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

・法第94条(国の機関等が行う発掘に関する特例)

・法第125条(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

(イ) 景観法・函館市都市景観条例

景観法に基づく函館市都市景観条例のもと、「函館市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施している。市全域が景観計画区域であるほか、Ⅰ地区およびⅡ地区は、同条例第10条第1項により縄文遺跡群都市景観形成地域として定められており、地域内における都市景観の形成に配慮すべき事項や届出の対象となる行為、行為の制限に関する基準を示した景観形成基準が策定されている（第1章(4)参照）。

・法第16条(届出及び勧告等)

・条例第16条の2(事前協議)

表6-2 景観法に基づく規制（函館市景観計画に定める縄文遺跡群都市景観形成地域）

種別(一部抜粋)	届出が必要な対象行為の規模
建築物	高さ10mまたは床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物	
（垣，柵等）	高さ1.5mを超えるもの
（煙突，排気塔等）	高さ6mを超えるもの
（装飾塔，電波塔等）	高さ4mを超えるもの
（電気供給電線路等）	高さ13mを超えるもの
（自動販売機，風力・太陽光発電設備等）	全て
開発行為	面積10㎡を超えるもので、高さ1.5mを超える法を生ずる切土，盛土を伴うもの
木竹の伐採	森林病虫害防除以外の木竹の伐採，樹高10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの

(ウ) 都市計画法

本地域は都市計画法第5条に基づく都市計画区域には該当しないが、1ha以上の大規模開発行為は規制されている。

・法第29条(開発行為の許可)

(イ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害警戒区域に指定された土地は、地すべりや地形の崩壊に伴う土石流などの災害を防止するため、土地の現状変更や建築行為などの開発が規制されている。

また、函館市防災会議が定める函館市地域防災計画に基づき、土砂災害の防止、復旧を行うための対策をしており、適切に維持・管理している(第1章(4)参照)。

・法第10条(特定開発行為の制限)

(オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊を防止し、国土を保全するための土地の現状を変更する行為が規制されている。本史跡においては、Ⅰ地区およびⅡ地区の一部を含む北東側の海岸段丘上崖が急傾斜地に指定されており、崩落による災害を誘発するおそれのある有害な行為が規制されている。

・法第7条(行為の制限)

(カ) 森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進のため、土地の現状変更や伐採などの行為が規制されている。

・法第10条の2(開発行為の許可)

・法第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等)

(キ) 河川法・函館市普通河川管理条例

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、木竹の伐採など、現状を変更する行為が規制されている。

Ⅱ地区の東側を流れる垣の島川は準用河川に指定されており、その他の普通河川と合わせて函館市が管理し、管理上支障を及ぼすおそれのある行為が規制されている。

・法第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等)

・法第24条(土地の占用の許可)

・法第25条(土石等の採取の許可)

・法第26条第1項(工作物の新築等の許可)

・法第27条第1項(土地の掘削等の許可)

・条例第10条(許可を要する行為)

(ク) 宅地造成及び特定盛土等規制法

宅地造成等工事規制区域に指定された土地は、盛土や切土による土地の形質の変更や、一時的な土石の堆積などが規制されている。

・法第12条(宅地造成等に関する工事の許可)

(ケ) 砂利採取法

砂利の採取に伴う災害の防止を目的としている。

・法第16条(採取計画の認可)

(コ) 道路法

交通網の整備や発展を目的としたもので、本史跡においては、Ⅱ地区の国道278号尾札部道路(バイパス)や市道白尻東海線、市道安浦白尻高台線などに適用される。

・法第24条(道路管理者以外の者の行う工事)

・法第32条(道路の占用の許可)

(カ) 函館市墓地条例

火葬場の管理、埋葬等が支障なく行われるよう、地形の変更、墓標、石垣の設置などの行為が規制されており、本史跡においては、Ⅱ地区における白尻霊園が対象となる。

・条例第8条

(シ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律

水産業の健全な発展および水産物の供給の安定を図るため、漁港漁場整備事業や漁港の維持管理について定めている。本史跡の所在する白尻町においては、白尻漁港のエリアーに加え、工事が進められている白尻漁港臨港道路の敷設予定範囲が対象となっている。

・法第39条(漁港の保全)

(ス) 北海道自然環境等保全条例

北海道全域における自然環境の適切な保全、生物の多様性の確保のために、特定の開発行為や施設の建設が規制されている。

・条例第30条(特定の開発行為の許可)

なお、これらの法規制は世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として必要な保存管理と合致している。

本史跡における法規制図は、次のとおりである。

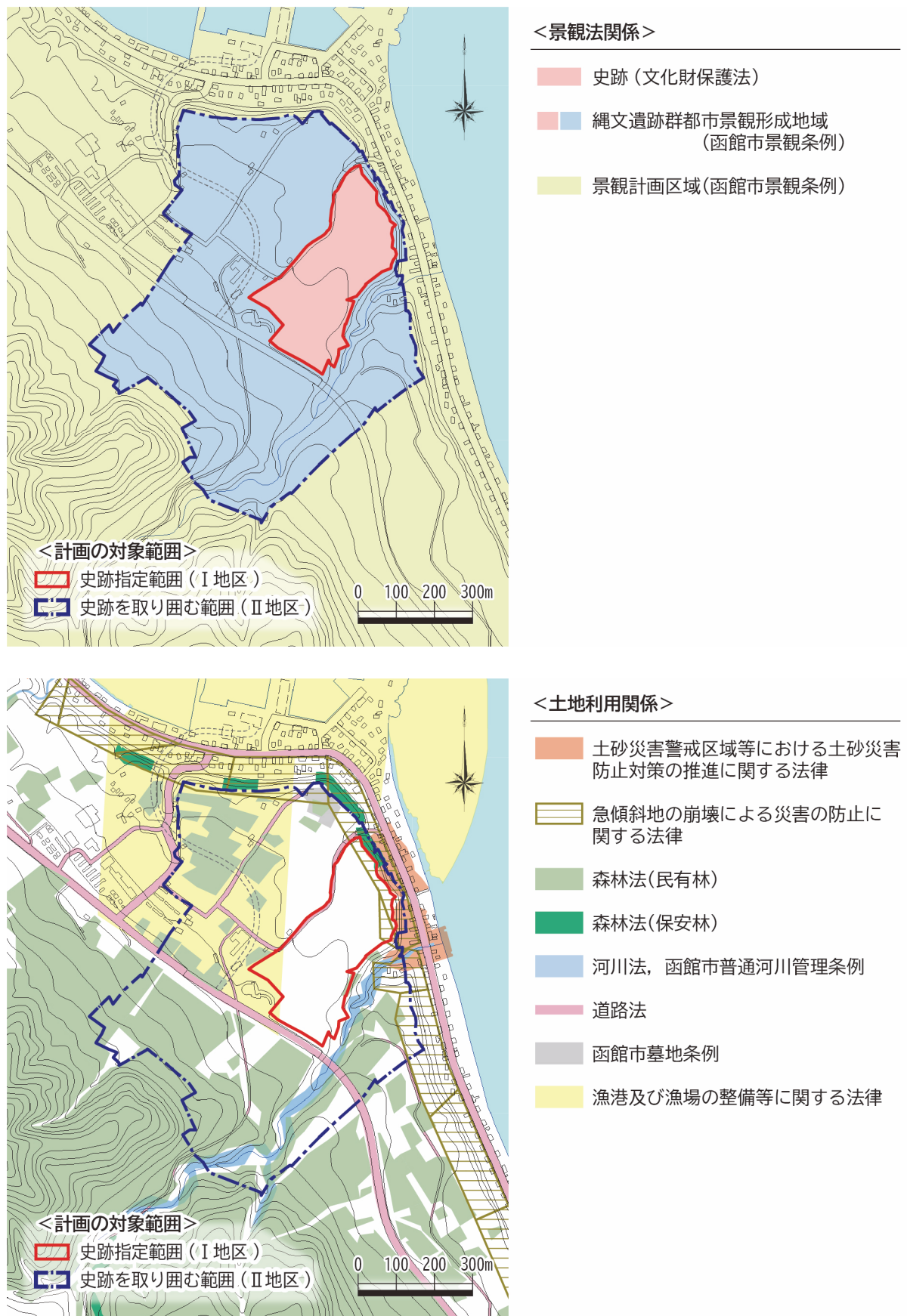


図6-2 法規制図（S=1/1万5,000）

「北海道・北東北の縄文遺跡群 包括的保存管理計画」令和4年5月 をもとに作成

(4) 現状変更等の取扱基準

ア 地区区分

現状変更等の対象範囲については、主にI地区が対象となる。その取扱基準を定めるにあたっては、遺構の保存に特に留意することが求められるため、遺構の集中度に応じて地区を細分した。

細分の考え方については、これまでの発掘調査において特に遺構が集中して確認され、主に遺構の地形復元等を行った既存の整備計画（「史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画」平成28(2016)年11月）のゾーニングを踏襲し、I地区の範囲において特に遺構が集中して分布するエリアをI a地区、それ以外をI b地区とした。

現状変更等の取扱いに関しては、これらの地区区分に基づき、行うものである。

- I a地区：遺構集中分布エリア
- I b地区：その他のエリア

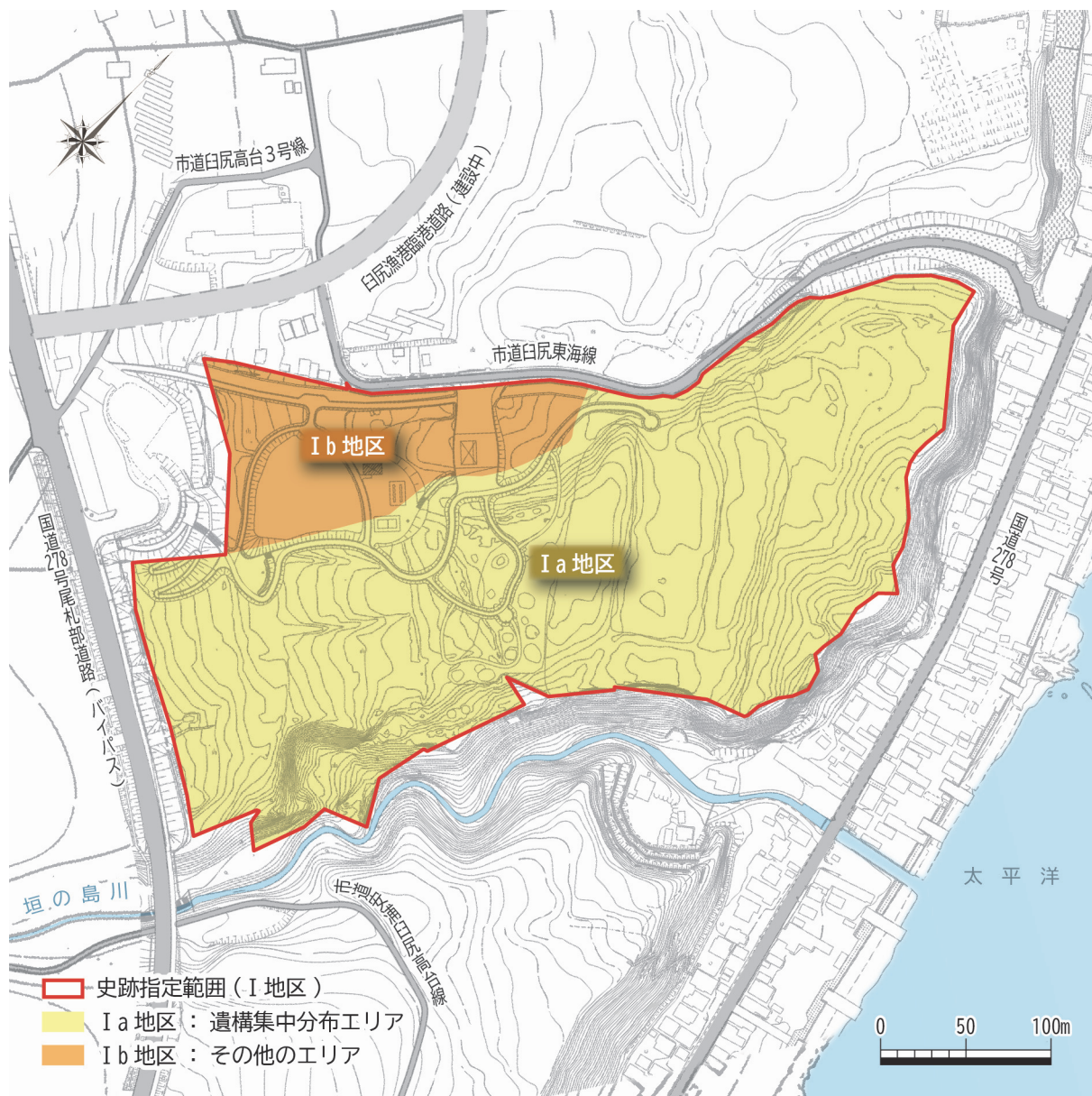


図6-3 現状変更等の取扱いにおける地区区分図 (S=1/4,000)

イ 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針と取扱い基準

(ア) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準

史跡指定地内における現状変更等の取扱い方針および取扱い基準について、計画対象範囲の地区区分ごとに、次のとおり定める。

取扱い基準の運用にあたっては、必要に応じ文化庁や道教委の指導・助言を受け、適正に対応する。なお、文化庁長官の許可を必要とする行為については、市教委が窓口となり申請を受け、関係法令および現状変更等の取扱い基準をもとに内容を確認したうえで、受理したものは道教委へ進達し、道教委が文化庁へ進達（副申）することとなる。

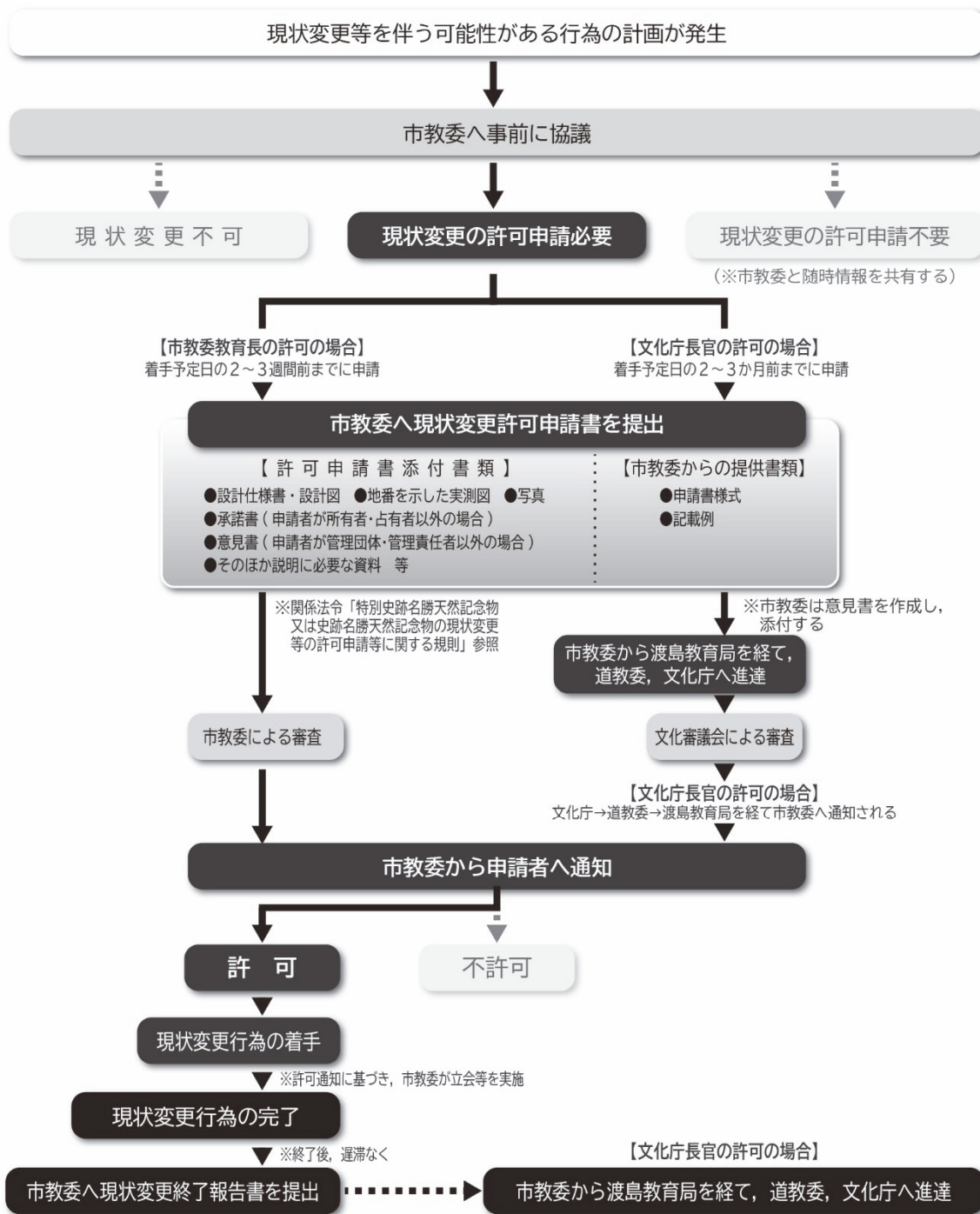


図6-4 現状変更等に関するフローチャート

表6-3 現状変更等の取扱基準

		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
地区の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「本質的な価値を構成する枢要な要素」が集積している。 ・竪穴建物跡, 盛り土遺構, 土坑, 配石遺構など, 拠点集落の要素が確認されている。 ・大部分を公開している。 ・盛り土遺構および竪穴建物群など, 「本質的な価値を構成する枢要な要素」の地形復元や維持を基本とした整備を実施し, 史跡見学の中心となっている。 ・北東側および南東側は未整備かつ樹林地であり, 現状のまま保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護に資する諸要素」における「保存活用施設等」が集積している。 ・芝生広場や体験広場, 管理棟などを整備している。 ・全て公開している。 ・イベントの開催や地元団体による植樹活動など, 史跡での保存活用に係る活動の中心となっている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・全筆公有化している。 	
取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・“史跡の保存管理や整備, <u>公開活用</u>や<u>防災</u>等に資すると認められる行為”以外の現状変更は, 原則として認めない。 		
		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
現状変更等の取扱基準	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う小規模建築物(案内施設, 四阿等)の新築, 増築, 改築以外は, 認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え, 小規模な仮設建築物の新築および既存施設(体験棟, 管理棟)の改築は, 地下埋蔵物および景観に影響を与えない範囲においてのみ認める。
	園路・広場の 新設・修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う新設および既存施設の改修, 補修以外は, 認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え, 現地形を改変せず表層の軽微な変更にとどまるものにおいてのみ認める。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う新設および既存工作物の改修, 補修以外は, 認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え, 現地形を改変せずかつ期間が限定された仮設物は, 地下埋蔵物および景観に影響を与えない範囲においてのみ認める。
	土地の形状 の変更(自然 地形含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備に伴う変更以外は, 認めない。その場合においても, 保護層が十分に確保され, 確実な保護が担保されている場合にのみ認める。 	
	木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備や地下遺構の保護に係る伐採以外は, 認めない。その場合においても, 抜根は原則認めない。 ・ただし, 史跡の利用上支障となる危険木の処理, 日常の植生管理や景観の向上, 視点場からの眺望確保のための枝葉の剪定, 枝打ち, 除草等については, この限りではない。 	

		遺構集中分布エリア(I a地区)	その他のエリア(I b地区)
現状変更等の取扱基準	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観向上のための補植および現代物の遮蔽のための修景以外は認めない。 ・ その場合においても、導入候補樹種等一覧にある種に限る。加えて発掘調査により遺構が検出されている直上での植栽は認めない。 ・ これまでの実例から、掘削深度は概ね 60cm 以下とする。 (図 6-5 参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に加え、縄文を想起させる景観形成のため緑化を図るもので、かつ生育後の剪定や伐採など管理が可能な範囲においてのみ認める。
	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備や学術調査など、地下埋蔵物の保護や状況把握、内容確認といった史跡の保存活用に直接的に関わる調査以外は、認めない。 ・ 調査を実施する場合においても、史跡保存の観点から、必要最小限の規模とする。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の状況以外で現状変更等の必要性が生じた場合には、その内容を勘案して判断する。 ・ 市教委において判断が難しい場合には、文化庁や道教委と協議・検討したうえで、その対応について決定する。 	

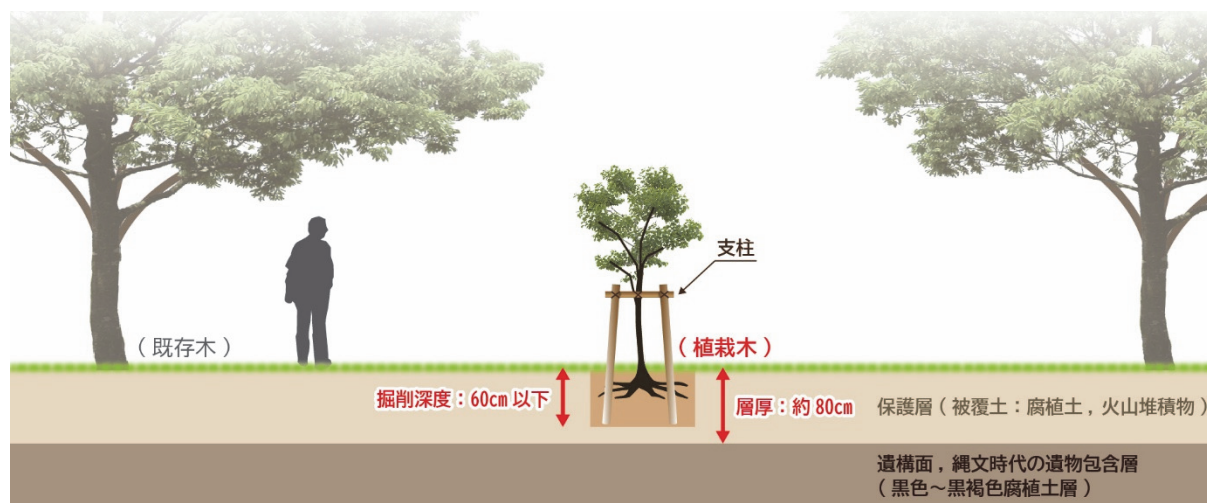


図6-5 植栽における模式図

本史跡における往時の植生環境を明らかにするため、史跡指定前の調査では平成 12～15(2000～2003)年度に花粉分析を、平成 14・15(2002・2003)年度に炭化種実の同定を実施している。加えて、史跡指定後の調査では平成 27(2015)年度に花粉分析および微粒炭分析を実施している。さらに、大船遺跡における同時期の花粉分析等の結果や、本史跡から西方約 11km に位置する万畳敷湿原(白尻町: 標高約 660m)における詳細な花粉分析結果(註 20)から、縄文時代の垣ノ島遺跡は遺跡全体が疎林状の「クリ林」であり、さらに周辺にもクリを主体とした温帯性落葉広葉樹が広がる植生であったと推定された(第3章(4)イ(ア)参照)。

本史跡ではこれらの調査結果に基づき、推定された植生に近づけるため、縄文時代にふさわしい樹木の保護および補植を行っている。本計画においても、史跡周辺の景観や自然環境との調和

を考慮した植生景観の醸成のため、次に掲げる樹木および草本の保護・補植を図り、管理するものとする。なお、この導入候補樹種等については、史跡大船遺跡と同様である。

表6-4 導入候補樹種等一覧

区 分	科	種
高木・亜高木樹種	ウコギ科	ハリギリ
	ムクロジ科	イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ヤマモミジ
	カバノキ科	ウダイカンバ、シラカンバ
	クルミ科	オニグルミ
	シナノキ科	シナノキ
	ニレ科	オヒョウ、ハルニレ
	バラ科	エゾノウワミズザクラ、オオヤマザクラ
	ブナ科	クリ、ミズナラ
	ミカン科	キハダ
	ミズキ科	ミズキ
	モクセイ科	ヤチダモ
	モクレン科	キタコブシ、ホオノキ
	ヤナギ科	オノエヤナギ、バッコヤナギ、ヤマナラシ
	マツ科	トドマツ
小高木・低木樹種	アジサイ科	ノリウツギ
	ウコギ科	タラノキ
	ウルシ科	ヌルデ、ヤマウルシ
	クスノキ科	オオバクロモジ
	クワ科	ヤマグワ
	シソ科	ムラサキシキブ
	スイカズラ科	エゾニワトコ、タニウツギ
	ニシキギ科	マユミ
	バラ科	カマツカ
籐本類 (つる性植物)	ニシキギ科	ツルウメモドキ
	ブドウ科	ヤマブドウ
	マタタビ科	サルナシ、マタタビ
草本類	イネ科	ヒエ
	イラクサ科	エゾイラクサ
	キキョウ科	キキョウ、ツリガネニンジン
	マメ科	ヤブマメ
	ユリ科	ウバユリ、カタクリ、ギョウジャニンニク

(イ) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、原則として国に対し現状変更許可申請書を提出して文化庁長官の許可を得る必要がある（文化財保護法第125条第1項）。なお、同項には“ただし書き”があり、許可が必要ない行為が規定されている。

また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、「当該都道府県または当該市の教育委員会がその事務を行う」とあり、権限委譲された市教委が取り扱うこととなっている。

こうした法制度に基づく諸手続を整理するとともに、本史跡で想定されるもしくは可能性のある各種の現状変更等の行為の例について、次のとおり定める。

なお、この取扱基準は、あくまで文化財保護法の規定に基づくものであり、最終的な判断については、具体的な行為内容の詳細を鑑みたくえで行う必要がある。よって、事前に調整や協議が必要となることが想定されるため、行為の検討または計画段階で市教委（生涯学習部文化財課）へ事前に協議するよう求めることとする。

表6-5 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するもの (申請先)	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	具体的な行為内容の例
文化庁長官	<p>●文化財保護法</p> <p>○第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の景観に影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する重要な要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡整備に伴う小規模建築物（案内施設、四阿等）および工作物（園路、広場、防災施設等）の設置、樹木の抜根、既存施設（体験棟、管理棟）の改築、除去など ○樹木の植栽（導入樹種が適当で、かつ成長後の樹根が保護層内に収まるもの） ○発掘調査（史跡の保存活用を目的としたもの） ○そのほか、土地形状の変更を伴う行為全般（土地の掘削、盛土、切土等）
函館市教育委員会教育長	<p>●文化財保護法施行令</p> <p>○第5条第4項 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会内において行われる場合、当該市の教育委員会が行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ・工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（設置の日から50年を経過していないもの）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないもの） ・史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等） ・木竹の伐採 ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事に関わる仮設建築物の設置（プレハブ事務所、仮設トイレ等） ○史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準Ⅱ3に規定されるもの（小規模な観測・測定機器、木道等） ○イベント等に利用される仮設物の設置（テント、タープ、プレハブ等） ○既存施設の改修（園路、階段等） ○文化財保護法第115条第1項に規定されるもの（標識、説明（解説）板、境界標（杭）、囲い、その他の施設） ○インフラ整備に伴う行為（電柱、電線、上下水道管、通信線、暗渠等） ○既存施設（体験棟、管理棟）の除去 ○樹木の伐採（外来種の除去、眺望や陽光の確保など史跡の保存活用に正の影響を与えるもので、かつ抜根を伴わないもの） ○土壌、植物、鉱物等のサンプル採取（史跡の保存や現状把握を目的としたもの）

表6-6 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容 (抜粋・要約)	具体的な行為内容の例
維持の措置	<p>●文化財保護法 ○第125条第1項ただし書き 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○第2項 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 ○第4条（維持の措置の範囲） 法第125条第1項ただし書きの規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき</p> <p>・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき</p> <p>・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき</p>	<p>○き損等からの原状復旧 ・地面や斜面の洗掘、地割れ、崩落等による土砂の流出、風倒木等からの原状復旧</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置 ・き損した箇所への対応（シート養生や土嚢の設置等）</p> <p>○き損部分の除去 ・流出した土砂や倒木等の除去</p>
非常災害のために必要な応急措置	<p>●文化財保護法 ○第125条第1項ただし書き 同上</p>	<p>○非常災害への対応 ・流出した土砂の撤去 ・枯死木や倒木の処理 ・倒壊した工作物等の撤去</p>
保存に影響を及ぼす行為で軽微なもの	<p>●文化財保護法 ○第125条第1項ただし書き 同上</p>	<p>○指定地周辺における行為のうち、史跡への影響が軽微と判断される行為 ・斜面地法尻の改変 ・大型車両の通行による振動等</p>
許可は必要ないが、届出（文化庁長官）が必要なもの	<p>●文化財保護法 ○第127条（復旧の届出等） 復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>○復旧届に関する行為（き損届によるもの以外）</p>
その他		<p>○日常の一般的な管理行為等 ・展示物や園路等の維持、補修、清掃 ・樹木の管理（枝葉の剪定、枝打ち、除草等） ・看板等の塗装、貼替</p>